

社会福祉法人養父市社会福祉協議会地域福祉基金設置管理規程

平成 16 年 6 月 1 日制定規程第 8 号

(設置の目的)

第 1 条 増大する住民の福祉需要に対応し、地域福祉事業の安定的な発展を図るため、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に地域福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の規模)

第 2 条 基金の規模は、1 億円とする。ただし、前条の目的に賛同し指定された寄附金は、この規模にかかわらず積立てるものとする。

(積立て)

第 3 条 毎会計年度、基金として積立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 善意銀行の寄附金で本会に用途が一任されたもののうち、基金への積立てが可能な額
- (2) 基金の寄附金として受入れた額
- (3) 毎会計年度の一般会計収入支出予算において定める額

(管理)

第 4 条 基金は、本会の資産に掲げ、定款第 22 条の規定により管理保管する。

(運用の範囲)

第 5 条 基金の運用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 基金から生ずる収益は、一般会計予算に計上する。
- (2) 一般会計の予算を執行するため一時借入れをしたときは、この基金を担保に供することができる。

(基金の処分)

第 6 条 基金は、本会の経常的経費にあてるために処分してはならない。ただし、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる場合に限り、評議員会の議決を得てその一部を処分することができる。

- (1) 開拓的事業、又は新規事業のための基本的財源にあてるとき
- (2) 本会の固定資産（基本財産及び運用財産）を取得するための財源にあてるとき
- (3) 前 1、2 号のほか、住民の福祉増進のため必要やむを得ない理由があるとき

(運営委員会)

第 7 条 この基金の運営委員会は、理事会をもってあてる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は会長が定める。なお、この基金のうち 5,000 万円については、旧八鹿町社会福祉協議会の特定基金設置管理規程に規定する齊藤基金を引き継いだものである。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。